

国際ロータリー第2570地区

行田ロータリークラブ

RI会長：カール・ヴィルヘルム・ステンハマー / ガバナー：野中 弘之

会長：内山俊夫 / 幹事：山本憲作

例会日：木曜日

午後12時30分開会

会 場：アドバンテスト

行田クラブハウス

クラブ会報委員会

委員長：境野登章 / 副委員長：廣川和夫

委 員：島田修、鈴木貴大、田中敏男

石渡健司、小菅克祥、廣世雅昭

2005～06 国際ロータリーのテーマ
「超我の奉仕」



SERVICE Above Self

第1955回 例 会 (1月19日)

会長挨拶 内山俊夫 会長

皆さん今日は、昨日は東京証券取引所の売買が全面停止という異常な事態でありました。ライブドアの不正取引疑惑がその原因で、取引数の増加が処理能力を超えてしまったとの事であります。

それにつきましても、構造計算書の偽造、そして地震で倒壊する恐れのあることを知りながら、マンションを引き渡してしまう等、企業の倫理、個人の倫理が問われる出来事が連続しました。コンプライアンス、法令順守のされない企業倫理の無い企業は今後生き残れることは無いと考えます。

さて1月15日、深谷グランドホテルにて日豪青年相互訪問プログラムで15名の方歓迎会開催されました。私と山本幹事、ホストファミリーの大野会員のご家族で参加してまいりました。

オーストラリア西部のパスより、日豪青年相互訪問プログラムで行田ロータリークラブがホスト致します Breony Allen さんが例会に来ていただきました。1月28日までの滞在となります。昨日は水上ヘスキーに行ったとの事です。また明日はディズニーランドへ行かれる予定で、日本を楽しんでいただけたと思います。大野会員、そして地区委員の福島会員には大変ご苦労様です。

ロータリーは青少年交換、財団奨学生、米山奨学生等、国際交流による相互理解の架け橋となる多くプログラムを実行しております。

今回の相互交換は地区のプログラムであります。Breony さんには日本での体験をオーストラリアに帰りましたら、どうぞ大いにPRしていただきたいと思っております。

本日は行田市政策調整課の五十嵐様にお越しいただき、「新行田市について」卓話をお願いいたしました。

1月1日より南河原村と行田市が合併し新行田市が誕生したわけですが、1月14日には合併記念式典が産業文化会館で盛大に開催され、クラブの代表として出席してまいりました。

4200名の旧南河原村の住人が行田市市民となられたわけでありました。

本日これからの行田について夢と希望のあるお話を期待いたしております。

以上会長報告といたします。

来訪者あいさつ

Breony Allen さん



みなさん、こんにちは。私はオーストラリアより来ました。22歳です。

弁護士をめざして、法律を学んでいます。

みなさまのおかげで、たいへん楽しく日本を楽しんでいます。

ありがとうございました。

卓 話

行田市企画政策調整課 五十嵐章五様

講師紹介 坂本会員

皆さん、こんにちは。本日は行田市の企画政策調整課担当の五十嵐章五様に来ていただきまして、行田市と南河原の合併につきまして、今後、どのように変わって行くかを中心にお話をいただければと思いますので、五十嵐様、宜しくお願い致します。

改めまして皆様、こんにちは。ご紹介いただきました、市役所の総合政策部企画政策課、政策担当、この1月からですが政策担当の五十嵐でございます。
(次頁へつづく)



日頃行田市市政につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、また、本日は市の町づくり出前講座、こちらをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

私事でございますが、平成16年8月1日、行田市・南河原合併協議会、こちらが成立されました。その後9月1日、このときより急きょ合併協議会への移動を命じられまして、1年4ヶ月、合併への仕事にたずさわってまいりました。

移動を命じられました9月時点では、合併するのであるが、何が何でも国の財政措置がうけられる期間内での合併をめざすと言う命でございまして、短期決戦と言いましょるか、夢中で与えられました新市建設計画、これは行田市の合併後の行・財政計画でございますが、10年間の行・財政計画、新市建設計画の作成に追われる毎日を送っていました。

それ以前は福祉課・総務課・埼玉県庁、そして行田に戻ってまいりまして、税務課、こちらでの仕事をさせていただきまして、入所15年目となります。

ご覧の通り若輩者ですが、本日は宜しく願います。

今日は新行田市の誕生と言うことで、講座のご依頼をいただきましたので、あらかじめお話をさせていただき内容の見出しを記した資料をご用意しましたので、この資料に沿ってお話をさせていただきたいと思っております。

今日は新行田市の誕生を言うことでございまして、合併の背景からお話をさせていただきます。

全国的に平成の大合併が叫ばれる背景がありました。

まず、国・県の動向、地方分権の推進と言うところでございますが、明治以後、我が国におきましては近代化を進めて行くうえで中央集権化の行政システム、これは国を中心とした行政システムでございますが、これが有効なシステムでございました。

しかし昭和30年代から40年代の高度成長を経まして、変動する国際社会の対応とか、東京一局集中の是正であるとか、個性豊かな地域社会の形成、住民ニーズの多様化・高度化、少子高齢化、こういった諸課題への対応、このように新しい課題が浮上して

来たと言うことでございます。

このような課題に対応するために、平成12年4月に地域分権の推進を計るための関係法律の整備等に関する報告、いわゆる地方分権一括法と言われたものでありますが、これが施行されまして、明治維新・戦後改革に次ぐ第三の改革と位置付けられた、地方分権改革、中央集権システムから分権型の行政システム、いわゆる国から地方へと言うことであります。

この移行作業が進められて来たところです。

我が国には約1700本からの法律があると言われて来ました。このうち475本を一括で改正したもので、これが地方分権一括法と呼ばれています。さらに3分の1の法律を一括で改正したと言うものでございました。これによりまして、大きく国の行政、又は地方行政にかかる5つの弊害をなくしたと言うことです。

5つにつきましては、1つめが国と地方自治体の役割分担、これをきちんと法律上明記したと言うことでございました。

いままでは国が行うべきなのか地方が行うべきなのか、役割が明確でなかった部分を明確にしたと言うことです。

もう一点は機関委任制度の廃止。国が本来行うべき仕事、これを県、または市町村に委任していた制度がありました。これを明確に法律に基づいて、地方はやるべき事は地方、まあ機関を国から地方へ委任するのではなく、県、又は市町村の仕事として明確に位置づけたと言うことです。

3点目としまして、国の関与の見直しが行われました。国の関与といのは、今までは都道府県・市町村、これが国の指揮・監督に基づいて仕事が都道府県・市町村において行われていました。要は国があらゆる面で関与しており、非常に身動きの取れない状況が続いていたと言うことです。この関与を明確に廃止しまして地方は地方、それぞれに地域に合った考え方でいだろうと言うことで、全国を統治していた国からの関与をなくしたと言うことです。

4点目として、権限委譲の推進が行われました。この推進は国・県、特に住民が都道府県、こういった所に出向かなければ、申請や許可がいただけないような仕事が多かったが、それを市町村でスムーズに行えるようにしようと言うことで、国から県、県から市町村へと権限が委譲され、現在では行田市においても色々な権限が県からおりて来ています。要するに、市役所の窓口で様々な手続きが行えるようになったと言うことです。

5点目は、設置規制の見直しが行われました。この設置規制の見直しと言うのは法律の中で、北は北海道、南は沖縄まであります地域の実情がありながらも、法律でおかなければならない委員会だとか各種付属機関、こういったものを市町村の判断で柔軟に定めるようにすると。この設置規制、これも法律で明確にされた。

(次頁へつづく)

置くべきものは置く、法律に明記されていますが、置かなくていいものにつきましては市町村の判断で置いてもいいですよというような、設置規制も見直されたら、このような5点が見直されたら、弊害がなくなったと言うような地方分権が押し進められて来ました。

今、ご案内しました5点、これらが地方分権と言うことで、地域の課題は地域で解決出来るようにする、すなわち地域の自己決定権、これを拡充すべきと言うことで、国から地方自治体への分離を主とする国の取り組み、これが法律的に地方分権一括法でなされまして、さらに各都道府県におきましても、各市町村への分権に対する取り組みが積極的にすすめられてきたと言うことでございます。

言い換えれば、これからは住民に一番身近な私も市町村、これが独自の判断により充実した親身なサービス、これを提供し、行田市におきましては行田らしい、住みやすい町づくりを展開することが、出来ると言う事で、地方の時代がやって来たと言うことでございます。言い換えれば、市町村も競争の時代で、民間での競争と同じように市町村でも競争の時代が来たと言えます。

一方、中央分権と言われましても権限だけを地方に与えられても先立つものがなければ何も出来ないと言うことでございまして、現在では行田市で言えば市税でございまして、民間予算の3分の1程度が市税でございまして、3分の2が地方交付税だとか補助金、または市債に頼っている次第です。

国と地方の長期債務残高、これにつきましては天文学的な数字、約700兆円、これを超えるといわれているようですが、このような現状の中でこの危機的状況を打破するという大儀名分もありまして、国が行政改革の一環として地方分権を推進してきたと言うことでございます。

今、地方が権限が増え仕事が増えると、このような中で財源をどのようにするかと言うことですが、国のすすめる地方への補助金や交付税の削減、そのかわりに財源を地方にとった三位一体改革と呼ばれていますが、削減するところばかりが先に示されておりまして、肝心な税源の地方への維持ようにつきましては、いまだ不透明なところがありまして要は所得税の税率を引き下げる地方を均等に、今、



推進税率というものが使われておりまして、所得階層によって税率が違っているわけですが、それを10%にしようという案も話し合いで出されるようですが、そのような形で財源の維持よう、ただいま検討されているようです。

まだ、いまだ不透明なところがありまして、今後の中央財政、ますます厳しさを増すことが予想されているようなことです。

そこで、平行して進められて来たのが市町村合併の推進でございまして、地方自治体の区域を大きくすることで、行政サービス、これを効率化いたしまして、財政基盤を強化して行こうということでごさいました。全国的にこの合併にたくさんの自治体が賛同してまいりました。

この結果、全国3200からありました市町村の数が合併の3月31日まで（これが合併特例債などの特別措置の切れる期限であります）には、1822の市町村になって来ると言うことでございます。

埼玉県におきましても92ありました市町村は、平成13年のさいたま市の合併に始まりまして、今年の3月31日までには71市町村になって来ます。全国的に合併市町村の面積は約206,400平方キロメートルということでごさいます。

国土の55%で市町村の境界が変わって来ると言うことです。このような地方分権の成果を最大限に活用致しまして、さらに住民のための10年後、20年後といった将来を見据えたときに、特に将来を担う子供たちのことを考えますと、行田市におきましても平成の大合併、これを避けて通れないものなのかな、または避けておけないのかな、他の市町村に出遅れている、やっぴいかなければならないのかな、そう言ったことでこれをきっかけに、さらなる発展が出来るのかなと言うことで、合併の枠組みを模索するようになったと言うことです。

次に行田市の動向ですが、全国的に言われていることですが、21世紀を向かえ、住民の生活圏の拡大や住民ニーズの多様化・高度化、少子高齢化、これはもう枕詞のように出てきていることですが、このような課題が浮上している中で、厳しい財政といった現実的な問題は行田市においてもまったく例外ではありません。

又、このような課題につきましては全国画一的な対応では困難ということでありまして、新しい個性豊かな地域づくりに向けた、地方自治体における主体的な町づくり、地方の問題は地方で、地方の町づくりは地方でと言った主体的な町づくりが求められ、国によりまして地方分権が進められています。

一方で住民にもっとも身近なサービスを担う市町村につきましては、厳しい財政状況の中でありましてもますます高まる住民の期待に応えて行く責務があります。その為に地方分権の成果を最大限に活用しながら住民の立場に立って行政サービスの提供に、引き続き努めて行く。又、民間の企業と同じようにコスト意識を高めまして、一層効率的な行政運営に

(次頁へつづく)

努めることが必要であろうと言うことでございました。

国におきましては、こうした課題の解決の為に、市町村合併、これが有効な解決手段の一つであると、数ある解決手段の一つであると言うふうに考えまして、行田市におきましては最大限のメリットとしてお話をさせていただいております国の財政支援措置、この財政支援策を国の方では拡充していただきました。

こう言った財政支援策を拡充し、国におきましては市町村合併が推進されて来ました。

このようなことを踏まえまして、我が行田市におきましても、簡素で効率的な行政体制を整備しながら、行政運営の効率化・高度化を図りまして、住民の方々と協力連携した町づくりを自主的・自立的に進めて行こうと、それが必要であるというふうに見えるようになりました。

そこで行田市におきましては、平成12年の10月に行政組織としての合併推進に対して、担当セクションをはじめて12年の10月にもうけました。

そして数ヵ月後には、民間の団体によります皆さんもご存知の広域合併推進協議会を立ち上げまして行政と民間によります合併策の模索が始まりました。

平成15年3月には、行田市・羽生市・南河原村、この3団体によります合併推進協議会、これは任意の合併協議会でしたが、これが立ち上げられまして様々な協議議論がなされておりました。

そして行田の住民が一番望んでいた吹上町にも加わっていただきまして、平成15年8月には4市町村での合併協議会が設立されました。

残念ながらこの4市町村での合併協議会は平成16年3月に破綻となりました。さらに吹上町での吹上町長の辞職にともなう出直し選挙と同時に行われました住民投票の結果を受けまして、行田市と吹上町の合併というものはないものになってしまいました。

そこでこの度の合併先でありました南河原村としましては、国の地方政調査会の意向でもありました人口1万未満の町村の権限を大幅に削減していこうとしていました(南河原村の人口は4200人でした)。

具体的には村の事務のつきましては県、又は近隣の市町村に移管されるという内容であったようでございますが、このような検討案をふまえて村といたしましては、今後、財政上は単独の自治体としては立ち行かなくなってしまうと考えまして、村長、村議会議長連盟で行田市との合併推進の要望書が行田市に提出されました。

これを受けまして行田市としましては、財政が厳しいなかで合併に伴う国の財政支援措置、これには非常に魅力を感じていました。特に合併後10年間可能とされております合併特例債が一つの魅力と言うものですが、これも借金でございます。

しかしその70%、これを国が交付税措置していただけると。言い換えれば3億円の負担で10億の仕事が出来るという財政支援措置でございました。この財政支援措置につきましても合併特例法、今年の3

月31日で切れてしまいますが、この法律の期限内の合併と言うことと南河原村の方からの熱意にもおされまして、平成16年8月に行田市・南河原村の合併協議会の設置ということに至りました。

行田市と南河原村とは歴史的に深い繋がりがあります。ゴミ処理、又は介護保健、こういったもので日常生活において深い繋がりのある地域です。

国におきましては、市町村の合併に関する法律によりまして、事実的な合併推進姿勢を明確にするるとともに、特例措置の拡充強化致しました。

このことから、現在の合併特例法の及ぶ期間が、期限内でタイミング的にも最良であるのかなと言うことでございました。

行田市民にとりましては、協議結果と日常生活と言った表面的な部分だけを考えますと、生活に何ら変わらないものに映る方も多いものかと思っております。しかし財政状況、行田市におきましても厳しいなかでこの南河原村との合併を見送り、単独の道を歩めば必ず将来、子供たちが大きな負担を強いられることになるのかなど。かと言ってこの合併が新行田市としましては始まりですが、これからさらに先を見据えた検討をしていかなければならない。ただしこのところで、10年間考える余裕が出来、また、財政的にも支援が受けられる、そのように考えているところです。

一方の南河原村と致しましても、行田市の合併につきましては村民の決起集会なども行われたようでしたが、村民の総意と言うことでした。

現在、5年間につきましては合併特例法の例も許されているところでして、地方税の均一課税、行田市の税と南河原村の税の若干の違いがあります。

行田市においては都市計画税が課税されていますが、南河原村では課税されていません。そういったものも合併後直ちに都市計画税を課税することになるかと言いますと、合併特例法の中では5年間の猶予があるので、旧南河原村民に急激な税負担と考えまして、5年間税の均一課税と言う措置も行田市の中ではさせていただいています。

ただそれは5年間でございまして、5年後には今の行田市と同じように税が村民の方々にかかって来ます。それでも村民の方々は長期的に考えて、行田市との合併を望んで来ました。

さらに村議会からは、当初合併に伴う村会議員の在任特例、これはこの度、編入合併、行田市に村を吸収合併するという合併でありましたが、その中でも村議会議員を行田市の議員様の任期の4月まででございます、その間、行田市の議員として在任と言う特例を設けることが出来ると言うものでございまして、村としてはそれを要望しておりました。

行田市の在任期間は平成19年4月までですから、村会議員は14人いらっしゃいました、この14人を合併後、市議会議員として在任すること、これにつきましては行田市の議員さんが25名で南河原の14人を加えると言うことでございました。

(次頁へつづく)

行田市の市議会議員さんの報酬は月額40万円を超え、議長さんについては50万弱、そのような議員報酬を支給しているところでして、南河原村の議員の方を平成19年4月まで在任特例を適用するということになりますと、それだけの議員さんの人件費が掛かってきます。

しかし行田市議会としましては、それは行田市の理解が得られないということで、調整に入りまして最終的には合併の日の前日をもって全村会議員さんが失職すると言う、全国的にもない英断をくだされました。

このことにつきましては、南河原村民の方が村の将来を考え（議員さんも含めて）、この合併を何があっても成就させたいという熱い気持ちの表れだったのかなと受け止めています。

このようなことから、合併協議会の協議がすべて整いまして、法定手続きを経て、この度の合併が成就することになりました。合併協議会では、配布した資料の中にある全42項目の合併協議項目のすり合わせをやって来ました。

旧南河原村は人口が4200人、世帯数が約1300世帯、財政規模は年間の予算が24億円で行田市の10分の1、さらに村税につきましては3億円弱で予算の10分の1、行田市は90億円で3分の1強です。

これらより、南河原村がいかに補助金や交付税に頼っていたかがおわかりいただけると思います。

今回の合併で、行田市は人口8万9000人、世帯数が3万1400と言うことです。

行田市においても今度の合併がメリットなのかデメリットなのか、いろいろ賛否両論あるものと思っております。

これから新たに南河原村の4200人を含めた新しい行田市の町づくりが始まるわけですが、皆様方にはこれからもまた、市政に対するご理解・ご協力をお願いしたいというふうに感じているところであります。

委員会報告

社会奉仕委員会 森島委員長

皆さん、こんにちは。皆さんにお願いと連絡事項がありますので、宜しくお願い致します。

先週も会長・幹事からお話がありましたが、今週も山本幹事よりお話がありました。2月18日、1時から「みらい」で公開講座が行われます。以前よりお話がありましたが、やっと骨格が見えて来ましたので、ご説明致します。

今回の公開講座の主催は、ものづくり大学と行田市と行田ロータリーが共催で、後援でさくらロータリーとなっております。

講師の方は皆さんご存知と思いますが、NHKアウンサーの宮川泰夫さん、のど自慢で皆さんご存

知と思います。その演題は「魅力ある町」と言うことです。

そのことについて会長・幹事がおっしゃっていた100%出席をお願いします。「みらい」の客席は500席ありますが、ものづくり大学150席、行田市150席、ロータリー200席と予定しておりますが、この数字でいっぱいですが、この数字で行ったのではいっばいにならないので、ものづくり大学300席、行田市300席、われわれで400席、900名を目指して立見席が出る程満杯にしたいと思っておりますので、この後、この会場で打合せしたいと思いますので、関係者の方はよろしくお願い致します。

ニコニコ報告

☆内山会長…ブレオニーさん、ようこそ行田へ。

日本の生活を楽しんで下さい。

五十嵐さん、行田市がより住み良い街になりますようよろしくお願い致します。

☆山本(憲)幹事…ブレちゃん、ウエルカム ツーギョウダロータリークラブ。

☆永島会員…大野さん、日本とオーストラリア国際交流ホームスティご苦労様です。

☆武笠会員…五十嵐様、卓話ご苦労様です。

☆山田会員…五十嵐様、卓話ご苦労様です。

☆大谷会員…結婚の月を迎えて。

☆小沢会員…五十嵐様、本日はようこそ。

卓話よろしくお願い致します。

☆小林会員…五十嵐様、本日はようこそ。

卓話よろしくお願い致します。

☆島田会員…五十嵐様、本日はようこそ。

卓話よろしくお願い致します。

☆田山会員…五十嵐様、本日はようこそ。

卓話よろしくお願い致します。

☆清水(治)会員…五十嵐様、本日はようこそ。

卓話よろしくお願い致します。

☆森島会員…五十嵐様、本日はようこそ。

卓話よろしくお願い致します。

☆蔭山会員…行田市に事務所を移転しました。

これで名実と共に行田の弁護士となりました。

☆坂本会員…五十嵐様、卓話ご苦労様です。

☆持田会員…五十嵐様、卓話ご苦労様です。

☆小島会員…五十嵐様、卓話ご苦労様です。

☆古沢(勇)会員…五十嵐様、卓話ご苦労様です。

☆古澤(憲)会員…五十嵐様、卓話ご苦労様です。

☆宮内会員…五十嵐様、卓話ご苦労様です。

☆反町会員…営業所を新に開設しました。上里にお越しの折りにはお立ち寄り下さい。

合計¥24000